

Q 見積書につきまして、消費税の税率は 8%と 10%のどちらで作成すればよろしいでしょうか。

A 本業務は令和元年 10 月以降に実施する業務を含み、委託料の支払いの時点での消費税率は 10%となっていることから、見積書についても消費税率 10%で作成ください。